平成２８年（フ）第７４０２号
東京都足立区花畑６丁目13―１―302
債務者　飛井　理絵（旧姓羽中田）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４２３号
東京都西東京市栄町３丁目５―３　カーサ353　201号
債務者　安東　隆
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４４１号
東京都板橋区若木１丁目16―10―103
債務者　菊池　健二
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４４６号
神奈川県相模原市中央区上溝2314―４
債務者　狩野　あや（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４４７号
東京都墨田区立花１丁目10―19―1102
債務者　三浦　義直
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４４８号
東京都足立区花畑３丁目37―14―302
債務者　木村　宏子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４５１号
東京都品川区豊町３丁目10―７
債務者　神谷　和也
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４５４号
東京都板橋区常盤台２丁目15―13―202
債務者　紺野　奨
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４５５号
東京都江戸川区新堀１丁目22―４―308
債務者　山上　勝正
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４５７号
東京都大田区新蒲田２丁目17―２―301
債務者　平山　弘郷
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６２号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目６―17　ＤＯＭＯ　Ｐ．Ｆ203
債務者　後藤　勝英
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６３号
東京都渋谷区富ヶ谷２―12―６―105、住民票上の住所埼玉県上尾市西宮下２丁目82―２上尾ハウス５―404
債務者　長部　憲一
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６４号
東京都練馬区北町１丁目１―３―211
債務者　位寄　恵子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６７号
東京都町田市野津田町2119―１
債務者　泉　進
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６９号
東京都葛飾区新小岩１丁目13―９―101
債務者　松野　剛
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７号
北海道旭川市忠和５条６丁目２番22号　メディケアホームちゅうわ
債務者　石川　直人
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部